

# 放送大学学園科学研究費助成事業經理事務取扱規程

平成 17 年 7 月 22 日

放送大学学園規程第 9 号

改正 平成 27 年 3 月 24 日

## (趣旨)

第 1 条 放送大学学園（以下「学園」という。）における科学研究費補助金及び学術研究助成基金助成金からなる科学研究費助成事業（以下「科研費」という。）に係る經理事務については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年 法律第 179 号）及び科学研究費補助金取扱規程（昭和 40 年 文部省告示第 110 号）その他別に定めのあるもののほか、この規程の定めるところによる。

## (科研費の管理等)

第 2 条 科研費の管理及び諸手続きは、研究者に代わり出納役が行う。

2 科研費は、理事長名義により銀行等の口座に預金し保管するものとする。

3 研究者は、預金により生じた利息を大学へ譲渡するものとし、大学はこれを受入れるものとする。

## (科研費の使用)

第 3 条 科研費の使用は、放送大学学園会計規則（平成 15 年 放送大学学園規則第 12 号）その他学園が定める関係規程等に準じて行うものとする。

2 出納役は、科研費の受払に当たっては、収支簿を備え、常に経理の内容を明確にしておかなければならぬ。

## (科研費の交付前使用)

第 4 条 研究者は、文部科学省又は日本学術振興会から科研費の交付内定通知のあったもの又は前年度に継続が内約されているもので、科研費が交付される前に研究計画の遂行に係る旅行の実施又は設備、備品及び図書等（以下「設備等」という。）の発注等を行う必要がある場合は、事前に出納役の承認を得た上、研究者の責任において行うものとする。

## (設備等の寄附)

第 5 条 研究者は、科研費で設備等を取得したときは、直ちに学園に寄附しなければならない。

2 前項における寄附の申し入れは、購入依頼時にあったものとみなす。

3 第 1 項に定める寄附を行った研究者が他の研究機関に所属することとなる場合には、その求めに応じて寄附物品を当該研究者に返還するものとする。

## (間接経費)

第 6 条 研究者は、交付を受けた間接経費を学園に譲渡する。

2 前項により、間接経費を譲渡した研究者が他の研究機関に所属することとなる場合又は補助事業を廃止することとなる場合には、異動先の機関が間接経費を受け入れない場合を除き、直接経費の残額の 30 % に相当する額の間接経費を当該研究者に返還する。

## (補則)

第 7 条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この規程は、平成 17 年 7 月 22 日から施行し、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。

## 附 則（平成 27 年 3 月 24 日）

この規程は、平成 27 年 3 月 24 日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。